



# 部活動の地域連携・地域移行と 地域スポーツ・文化芸術環境の整備について

---

令和5年3月

スポーツ庁地域スポーツ課  
文化庁参事官（芸術文化担当） 付

# 学校における部活動改革の必要性

## 【部活動の意義】

- 生徒のスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保。
- 生徒の自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養。生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築。

## 【部活動の課題】

- 少子化の進展により、従前と同様の学校単位での体制での運営は困難。学校や地域によっては存続が厳しい。
- 必ずしも専門性や意思に関わらず教師が顧問を務める指導体制の継続は、学校の働き方改革が進む中、より困難。



- 少子化が進む中でも、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保。
- 「地域の子供たちは、地域で育てる」という意識の下、地域のスポーツ・文化資源を最大限活用。生徒のニーズに応じた多様で豊かな活動を実現。
- 生徒のみならず、地域住民にとってもより良いスポーツ・文化芸術の環境整備。スポーツ・文化芸術による「まちづくり」。

## 部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備に係る 最近の取組の経緯（令和4年）

6月 運動部活動の地域移行に関する検討会議 提言

8月 文化部活動の地域移行に関する検討会議 提言

7月 スポーツ庁長官から日本スポーツ協会、日本中学校体育連盟等への要請  
(大会の在り方の見直し等)

※文化庁からも、全日本吹奏楽連盟等に対し、要請している。

1 1月 ○令和3年度における運動部活動及び文化部活動の地域移行等に関する実践研究事例集 公表

・運動部活動 [https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/houdou/jsa\\_00116.html](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/houdou/jsa_00116.html)

・文化部活動 <https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/sobunsai/93571801.html>

○「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（案）」公表  
(意見募集を11月17日から12月16日まで実施)

○令和4年度補正予算：地方公共団体が行う移行体制の構築に必要な経費

1 2月 ○令和5年度予算案 閣議決定

※地域移行を進めるための実証事業の実施や部活動指導員の配置等に係る経費

○「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」策定・公表  
[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/sports/mcatetop04/list/1405720\\_00014.htm](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/1405720_00014.htm)

# 大学と地域が連携した部活動の地域移行の取組事例（運動部活動）

## 大阪体育大学

- \* 大学が有する知見やノウハウ、人材、ネットワークを活用した体育・スポーツ・健康づくりの拠点づくりを推進し、地域社会の活性化とその促進に貢献。

### 取組内容

- \* **大阪府泉大津市の「地域運動部活動推進事業」への協力等**
  - ・ 学校や地域スポーツの指導環境を考える研修会を3回シリーズで開催。
  - ・ 「合同ゆる部活動」等の試行や、ダンス競技、基礎トレーニングの指導者として在学する学生が指導を実践。
  - ・ 自治体や学校法人の要請により部活動指導員・外部指導者として、学校部活動に学生を紹介しマッチングを実施。
- \* **運動部活動指導認定プログラムの実施**
  - ・ R5年度より開始する学校教育や生徒理解に基づく指導法の知識・技術とその実践力の修得とともに、指導倫理観の育成と幅広い素養の涵養を目指す制度
  - ・ 地域でのスポーツ指導希望者、運動部活動指導者が対象。  
※履修資格要件あり
  - ・ 文部科学省「職業実践力育成プログラム（BP）」認定、厚生労働省「教育訓練給付制度」申請中。※2023/2/25時点

## 大阪府泉大津市

- \* 泉大津市内3中学校を対象に、学校管理下外の地域活動として、合同ゆる部活動を設置・開催。

### 運営団体

泉大津市教育委員会  
(スポーツ青少年課と学校・部活動の所管部署と連携)

### 活動内容

- \* 対象種目：ダンス、ヨガ、トレーニング、レクリエーションスポーツ等
- \* 活動日：平日（木曜日）、休日（第2・4土曜日）
- \* 指導者：総合型地域スポーツクラブ指導者、大学生・院生等

### 取組内容

- \* 既存の部活動にはない、スポーツを楽しめる種目を選定。
- \* 市内で活動している指導者（団体含む）や大阪体育大学と連携。活動前に指導における留意点などの研修を実施。

(出典) 令和3年度地域運動部活動委託事業における成果報告書等

## 新潟県村上市

- \* 地域部活動運営団体であるNPO 法人と新潟医療福祉大学が連携し、指導者育成プログラム研修会を実施。

### 運営団体

NPO法人希楽々（新潟医療福祉大学と連携）

### 活動内容

- \* 対象種目：バスケットボール、硬式テニス、ソフトテニス、軟式野球、卓球、バドミントン等

### 取組内容

- \* 全体をマネジメントする総括コーディネーター、各中学校区をマネジメントするサブコーディネーターを配置し、5つの中学校の運動部活動の地域移行を総括的にサポート。
- \* 大学監修「指導者育成プログラム」を活用した研修会、指導者の意識改革のための講演会等を開催し、指導者の体制を整備。
- \* 会費は、入会金 無料。月会費 バスケットボール（月1,000円）、ソフトテニス（月500円）、軟式野球（月500円）。

## 茨城県つくば市

- \* 地域クラブが、筑波大学など多様な組織と連携し、専門知識を有する指導者を幅広く派遣。

### 運営団体

NPO法人つくばフットボールクラブ  
(各地域において設立・運営されている市民団体と連携)

### 活動内容

- \* 対象種目：バスケットボール、陸上競技、野球、バレーボール等
- \* 活動日：週1日程度（部活動の無い日に実施）
- \* 指導者：既存の地域スポーツ団体の指導者、大学生等

### 取組内容

- \* 会費は、各中学校において様々だが、¥1,250~1,500/月。
- \* 指導者派遣については、つくばFCが各種競技の地域クラブへ依頼。
- \* 部活動指導者への謝金については、運営団体であるつくばFCにおいて、¥6,600/回を支払い。

# 大学と地域が連携した部活動の地域移行の取組事例（文化庁活動）

（出典）令和3年度地域部活動推進事業及び地域文化倶楽部（仮称）創設支援事業における成果報告書

## 三重県名張市

\* 三重県教育委員会、名張市教育委員会が高等専門学校と連携し地域クラブ活動への移行に向け連携モデル事業を実施。

**運営団体** : 近畿大学工業高等専門学校

### 活動内容

- \* 対象種別 : パソコン
- \* 指導者 : 近畿大学工業高等専門学校教授1名・学生10名
- \* 活動日 : 土曜日
- \* 場所 : 近畿大学工業高等専門学校
- \* 保険加入等 : スポーツ安全保険へ加入

### 取組内容

- \* 学生が教授と相談し中学生が興味を持ちそうな内容を決定し、進行予定表を作成。
- \* 専門的な知識、新しい技術や設備に触れることにより、参加生徒のスキルと活動意欲が向上。

## 東京大学

\* 表現活動や表現領域に関する第一線の研究者が多く在籍している東京大学の強みを活かし、既存の部活動では触れることのできない表現活動を体験する機会を提供。

**運営団体** : 東京大学アート・クロスロード実行委員会

### 活動内容

- \* 対象種別 : 文化芸術活動全般
- \* 指導者 : 教育的知見を有するコーディネーター  
アーティストや研究者などの外部講師、大学生ボランティア
- \* 活動日 : 月1～3日程度
- \* 場所 : 東京大学教育学部附属中等教育学校

### 取組内容

- \* 文化芸術に携わる研究者やアーティストによる講演会・ワークショップ等を定期的開催。
- \* 専門家による講演会（メディア、短歌、ICT、音楽）やイベント（プレゼン大会）、ワークショップ（写真、美術、メディア）を行い、多彩な講師陣から学べる機会を提供。
- \* 附属学校、教育学部、東京大学芸術創造研究機構の3つの組織が連携して運営する実行委員会が、継続的な参加を希望する附属学校の生徒を集め、これらの生徒を中心に、附属学校の生徒及び遠隔地の他校の生徒にも新たな活動の機会を提供することを目指した。

## 大手前大学

\* 西宮市が小学4年生から中学生を対象に開催している「宮水ジュニア講座」と連携し、俳優教育を専門とする教員や外部有識者の協力を得ながら演劇を主体としたワークを展開。

**運営団体** : 大手前大学さくら夙川キャンパス

### 活動内容

- \* 対象種別 : 演劇
- \* 指導者 : 実技指導を専門とする大学教員  
教員と連携している音楽家・ダンサー等
- \* 活動日 : 隔週土曜日
- \* 場所 : 大手前大学さくら夙川キャンパス
- \* 保険加入等 : 兵庫県職員互助サービスを代理店とした傷害保険

### 取組内容

- \* 西宮市地域学習推進課が主催する「宮水ジュニア」での広報により募集。
- \* 大手前大学内の施設を使い、合計13回のワーク（最終日は成果発表会）を実施。
- \* 実技指導のみでなく、声楽・ダンスのプロフェッショナルや音響、照明、美術の技術職においても外部指導者として専門家と連携。
- \* 大学のゼミに所属する学生も指導に参加。
- \* 大学の関係者が関わった活動であり、指導者の一人は専門の研究分野であるため、大学施設使用や活動費用は無償で実施。

# 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン【概要】

- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、**速やかに部活動改革に取り組む必要**。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の**教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出**されるようにすることが重要。
- 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で**全面的に改定**。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、**新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示**。
- 部活動の地域移行に当たっては、「**地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。**」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、**地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備**。地域の実情に応じ生徒の**スポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消**することが重要。

※ **I** は中学生を主な対象とし、**高校生**も原則適用。**II～IV**は**公立中学校の生徒**を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

## I 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- ・ **教師の部活動への関与**について、法令等に基づき**業務改善や勤務管理**
- ・ **部活動指導員**や外部指導者を確保
- ・ 心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- ・ **週当たり2日以上**の休養日の設定（平日1日、週末1日）
- ・ 部活動に強制的に加入させることがないようにする
- ・ 地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、**学校と地域が協働・融合した形での環境整備を進める**

## II 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・ **地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会**などの体制の整備
- ・ 指導者資格等による質の高い指導者の確保と、**都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業**
- ・ 競技志向の活動だけでなく、**複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保**
- ・ 休日のみ活動をする場合も、原則として**1日の休養日を設定**
- ・ 公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・ **困窮家庭への支援**

### Ⅲ 学校部活動の地域連携や 地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

- ・ **まずは休日**における地域の環境の整備を着実に推進
- ・ **平日の環境整備はできるところから**取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・ ①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体  
が取り組む体制など、**段階的な体制の整備**を進める  
※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、  
部活動指導員等により機会を確保
- ・ **令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間**として  
地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて**可能な限り早期の実現を目指す**
- ・ 都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を  
周知

### Ⅳ 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 大会参加資格を**地域クラブ活動の会員等も参加できるように見直し**  
※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、  
その着実な実施
- ・ できるだけ**教師が引率しない体制の整備**、運営に係る適正な  
人員確保
- ・ **全国大会の在り方の見直し**（開催回数の精選、複数の活動を  
経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）

※スポーツ庁ホームページ

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」

[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/sports/mcatetop04/list/1405720\\_00014.htm](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/1405720_00014.htm)



# 学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像（イメージ）

## 学校部活動

【位置付け】学校教育の一環（教育課程外）

指導者	当該校の教師
参加者	当該校の生徒
場所	当該校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付



## 学校部活動の地域連携

■ 合同部活動の導入や部活動指導員等の適切な配置により生徒の活動機会を確保

指導者	<b>部活動指導員等、関係校の教師</b> (※アスリート・アーティスト等の人材を含む)
参加者	関係校の生徒
場所	拠点校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付

■ 少子化の中、持続可能な体制にする必要  
(学校や地域によっては存続が厳しい)

■ 地域の実情に応じた段階的な体制整備

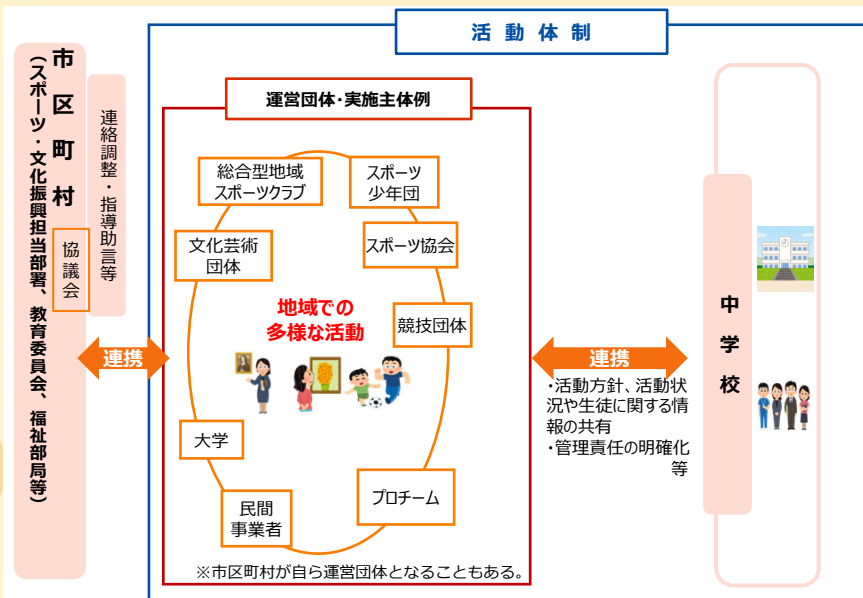
地域の実情に応じ、  
当面は併存

## 休日の地域クラブ活動

【位置付け】学校と連携して行う地域クラブ活動  
(法律上は社会教育、スポーツ・文化芸術)

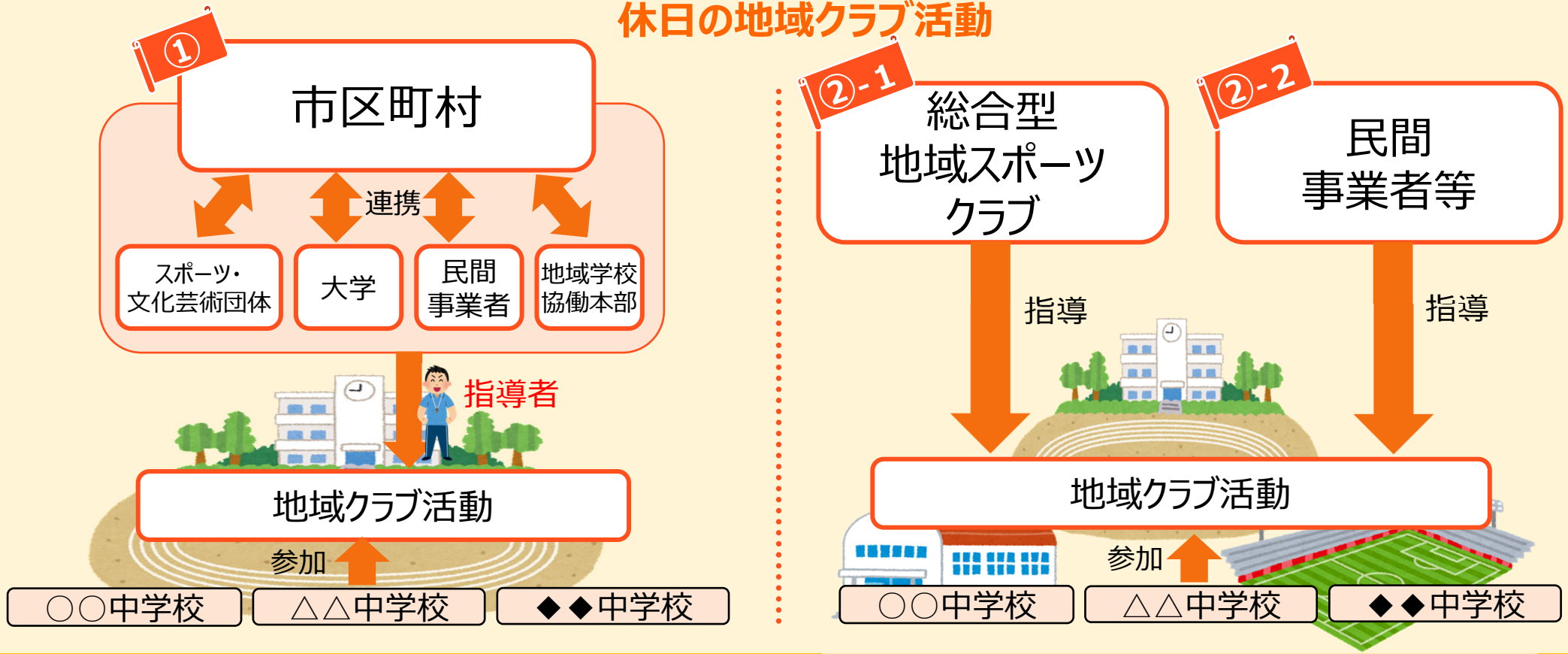
■ **地域の多様な主体**が実施。学校は、活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有等を通じて連携。

運営団体・実施主体	① <b>地方公共団体</b> （※複数地方公共団体の連携を含む） ② <b>多様な組織・団体</b> （総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、プロチーム、民間事業者、大学、文化芸術団体、地域学校協働本部、同窓会等）
指導者	<b>地域の指導者</b> （一部教師の兼職兼業）
参加者	地域の生徒（※他の世代と一緒に参画する場合を含む）
場所	学校施設、社会教育施設、公共のスポーツ・文化施設、地域団体・民間事業者等有する施設
費用	可能な限り低廉な会費+用具、交通費等の実費
補償	各種保険等



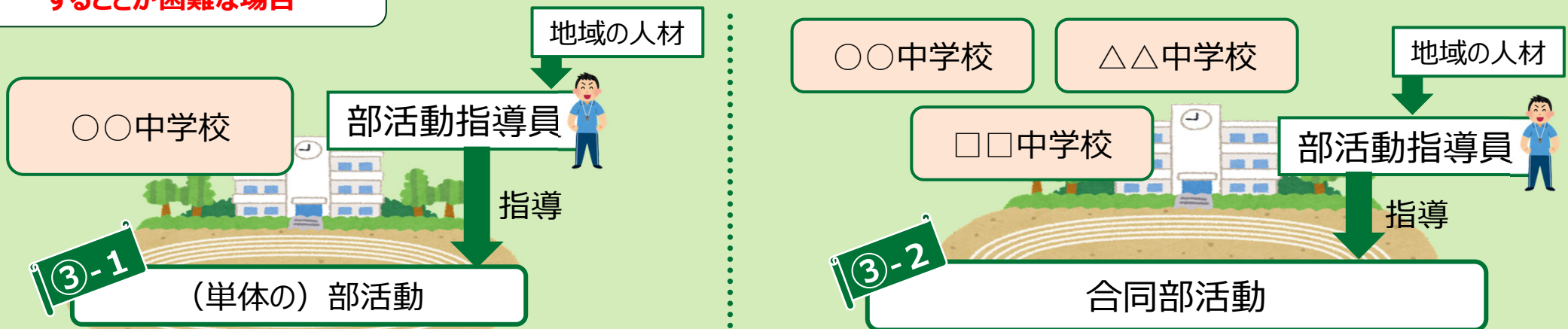


## 休日の地域クラブ活動



※直ちに①②のような体制を整備することが困難な場合

## 学校部活動の地域連携



# 休日の部活動の地域移行に係る手順の流れ（イメージ例）

都道府県

協議会の設置 方針の提示 情報発信

市区町村

協議会の設置  
ニーズ・課題把握  
情報発信

運営団体の  
確保

指導者の確保  
マッチング

活動場所の確保  
活動内容の決定

生徒・保護者・  
住民への周知  
実施

〔都道府県：  
人材バンクの設置〕

〔学校：教師の兼職  
兼業の希望の把握〕

〔学校：学校施設の  
開放〕

# 休日の部活動の地域移行に係る要素 (例)

	関係者の巻き込み・合意形成	運営団体の確保	指導者の確保	その他環境整備	実施
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> <li>【スポーツ・文化振興担当部署】</li> <li>・協議会を設置</li> <li>・方針の提示</li> <li>・手引きやHPの作成、説明会の実施等を通じて<b>情報を発信</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【スポーツ・文化振興担当部署】</li> <li>・都道府県単位のスポーツ・文化芸術団体との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【スポーツ・文化振興担当部署】</li> <li>・指導者の発掘・把握</li> <li>・人材バンクの設置</li> <li>【教育委員会】</li> <li>・兼職兼業の規定・運用の改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【協議会】</li> <li>・施設利用の効率的運用等を検討し、利用ルール等を策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【スポーツ・文化振興担当部署】</li> <li>・活動を広く周知</li> </ul>
市区町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>【スポーツ・文化振興担当部署】</li> <li>・教育委員会等とも連携し、<b>協議会を設置</b></li> <li>【協議会】</li> <li>・関係者へのヒアリング等を実施</li> <li>・ニーズ・課題を把握</li> <li>【スポーツ・文化主管課】</li> <li>・手引きやHPの作成、説明会の実施等を通じて<b>情報を発信</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【スポーツ・文化振興担当部署・協議会】</li> <li>・地域スポーツ・文化活動を担う運営団体を確保</li> <li>【協議会】</li> <li>・運営団体との連携体制を構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【協議会】</li> <li>・人材バンクの活用</li> <li>・地元の民間企業・大学等との連携</li> <li>・地域人材の掘り起こし</li> <li>【協議会】</li> <li>・運営団体・実施主体との<b>マッチングを実施</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【協議会】</li> <li>・学校施設や社会教育施設等の<b>活動場所を確保</b></li> <li>・施設利用の効率的運用等を検討し、利用ルール等を策定</li> <li>【協議会】</li> <li>・地域クラブ活動における<b>活動内容を決定</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【スポーツ・文化振興担当部署】</li> <li>・活動を周知し、実施</li> </ul>
スポーツ・文化芸術団体、民間事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記協議会への参画</li> <li>・上記ヒアリングの対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記取組への協力・参画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材バンクへの人材登録</li> <li>・研修等を通じた指導者の<b>質・量の確保</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【運営団体】</li> <li>・地域クラブ活動における具体的な活動内容を決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【運営団体】</li> <li>・活動を周知し、実施</li> </ul>
学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記協議会への参画</li> <li>・教師のニーズ把握</li> <li>・生徒・保護者のニーズ把握</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・教師の兼職兼業の希望の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用ルールに基づく学校施設の開放</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有</li> <li>・地域クラブ活動について周知</li> </ul>

## I 学校部活動

### 5 学校部活動の地域連携

- イ 都道府県、学校の設置者及び校長は、地域の実情に応じ、学校種を越え、高等学校、**大学**及び特別支援学校等との合同練習を実施するなどにより連携を深め、生徒同士の切磋琢磨や多様な交流の機会を設ける。

## II 新たな地域クラブ活動

### 2 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

#### (2) 運営団体・実施主体

##### ①地域スポーツ・文化芸術団体等の整備充実

###### 【地域スポーツ団体等】

ア 市区町村は、関係者の協力を得て、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実を支援する。その際、運営団体・実施主体は、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、フィットネスジム、**大学**など多様なものを想定する。また、地域学校協働本部や保護者会、同窓会、複数の学校の運動部が統合して設立する団体など、学校と関係する組織・団体も想定する。なお、市区町村が運営団体となることも想定される。

#### (3) 指導者

##### ③指導者の量の確保

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、スポーツ・文化芸術団体の指導者のほか、部活動指導員となっている人材の活用、退職教師、教師等の兼職兼業、企業関係者、公認スポーツ指導者、スポーツ推進委員、**競技・活動経験のある大学生**・高校生や保護者、地域おこし協力隊など、様々な関係者から指導者を確保する。

## III 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

### 1 新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法

#### (3) 段階的な体制の整備

学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備に当たっては、地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、生徒の体験格差を解消する観点から、例えば、以下のような体制の整備を段階的に進めることが考えられる。

- ① 市区町村が運営団体となり、あるいは市区町村が中心となって社団法人やNPO法人等の運営団体を設立して、スポーツ・文化芸術団体、**大学**、民間事業者、地域学校協働本部等と連携して、学校施設を活用して行われる活動に、指導者を派遣する体制。
- ② 総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、クラブチーム、プロチーム、フィットネスジム、民間事業者、**大学**や、地域の体育・スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体など多様な運営団体・実施主体が、社会体育・教育施設や文化施設、自らの保有する施設を活用して、多様な活動に親しむ機会を確保し、中学校等の生徒が参加する体制。

# 学校部活動の地域連携・地域移行に関する制度の運用

※『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』の策定及び学校部活動の地域連携・地域移行に関する関連制度の運用について(通知)(令和4年12月27日付 スポーツ庁次長等)において、以下の内容を通知。

## 1. 教師の兼職兼業について

これまで、教師等の兼職兼業の取扱いについて、『学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について』を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について(令和3年2月17日付 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長通知)を周知。今後、各地方公共団体における**兼職兼業の許可の円滑な手続きに資するため、分かりやすい手引きをなるべく速やかに示す予定。**

※「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について」を令和5年1月30日に公表済  
[https://www.mext.go.jp/content/20230130-mxt-syoto01-000025338\\_5.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20230130-mxt-syoto01-000025338_5.pdf)

## 2. 学習指導要領解説の見直し等について

今後、国が行う実証事業等の状況も踏まえ、**学習指導要領解説における関連の記載の見直し**を行う予定。  
教育課程外の活動である部活動については、現在、**学習指導要領の総則**に**関連の記載が盛り込まれているところ**、今後の部活動の地域連携や地域クラブ活動への**移行の進捗状況の検証等を踏まえ、次期改訂時に合わせて、その見直しを検討する予定。**

【都道府県教育委員会等において、適切に対応・検討いただきたい事項】

## 3. 教師の人事における部活動の指導力の評価等について

**教師の採用において、面接や志願書類などについて、教師が部活動の指導をすることを前提として部活動指導に係る意欲や能力等を評価している場合**について、学校部活動の状況や地域におけるスポーツ・文化芸術環境の整備状況等も勘案して、**必要な見直しを行うこと**(教師の人事配置においても、部活動指導に係る能力等を過度に評価している場合は、適切に見直すこと)。

初任者研修等に十分な時間を確保することが求められる新規採用の教師や、育児や介護等の事情を抱える教師に配慮する観点から、部活動指導に関する取扱いを明確化すること。

## 4. 高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱いについて

**高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱いについては、これまでと同様、各高等学校及びその設置者において判断**すべきものであるが、**今後の選抜の在り方について検討する際は**、①学校部活動・地域クラブ活動の**評価方法の明確化**、②調査書への記載に当たっては、単に大会成績等のみを記述するだけでなく、**活動からうかがうことのできる生徒の長所、個性や意欲等に言及するなど、記載を工夫するとともに**、調査書に限らず、生徒による自己評価資料等の方法を用い、多面的に評価していくことも考えられること、③**中学校の教師の負担軽減**に留意すること。

# 部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備

## 方向性・目指す姿

- 令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行と地域スポーツ・文化環境の一体的な整備に向け、**地方公共団体が行う地域スポーツ・文化クラブ活動への移行体制の構築に必要な経費を支援。**
- 地域の実情に応じスポーツ・文化活動の**最適化**を図り、**体験格差を解消。**
- **少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保。**学校の働き方改革を推進し、**学校教育の質も向上。**
- **自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。**部活動の意義の継承・発展、**新しい価値の創出。**
- **地域の持続可能で多様なスポーツ・文化環境を一体的に整備し、多様な体験機会を確保。**

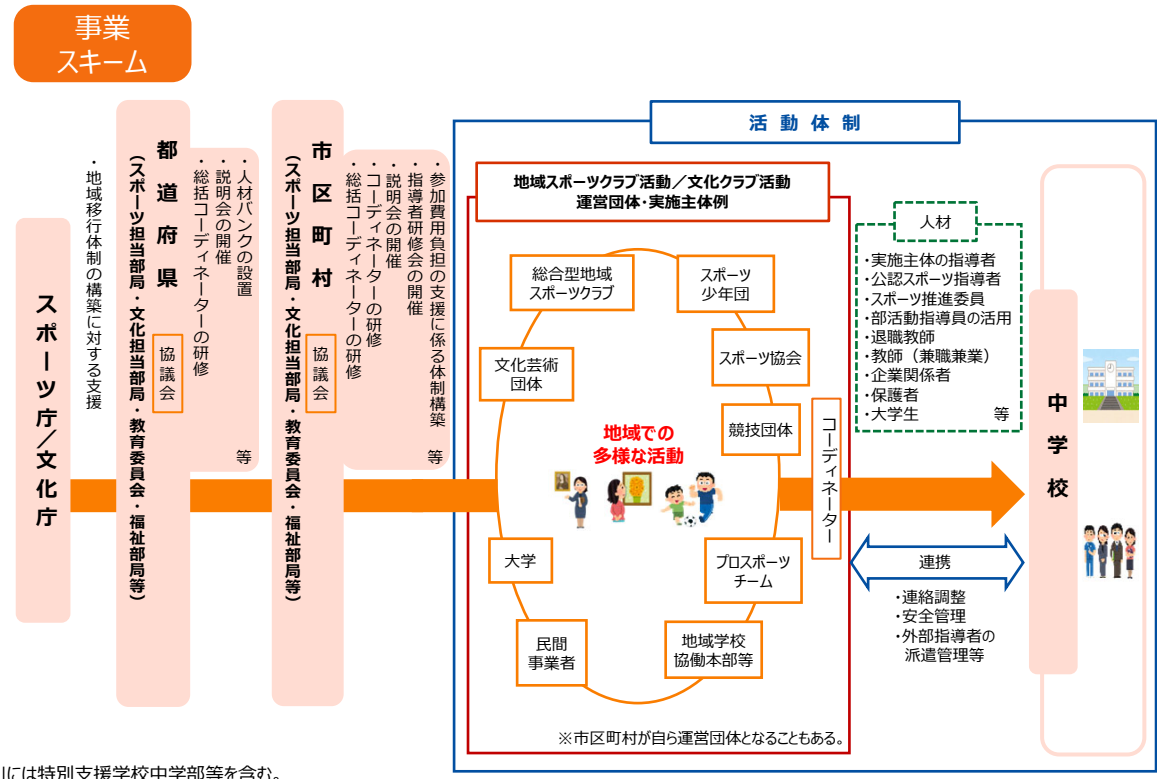
## 事業内容

休日の部活動の段階的な地域移行と地域スポーツ・文化環境の一体的な整備に向け、令和5年度当初からの円滑な実施を図るため、地方公共団体が行う移行体制の構築に必要な経費に対して、早期に支援を行う。

### 地域移行体制の構築に対する支援 (補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3) ※1

- ・都道府県・市区町村において、関係者との連絡調整・指導助言等を行う**総括コーディネーターの研修会開催等**に係る経費
- ・地域スポーツクラブ活動／文化クラブ活動の運営団体・実施主体と中学校の連絡調整・安全管理、指導者の派遣管理等を行う**コーディネーターの研修会開催**に係る経費
- ・都道府県・市区町村の方針策定・体制構築等に係る**協議会開催等**に係る経費
- ・部活動の地域移行に係る**説明会開催**に係る経費
- ・実技指導等を行う**指導者研修会開催**に係る経費
- ・広域的な**人材バンクの設置**に係る経費 ※2
- ・経済的に困窮する世帯の参加費用負担の支援に係る**システム設置・改修等の体制構築**に係る経費

※1 補助割合について、都道府県又は指定都市の場合は、国1/3、都道府県・指定都市2/3  
 ※2 都道府県のみ対象（補助割合：国1/3、都道府県2/3）  
 注：本資料における「スポーツ」には障害者スポーツを、「文化芸術」には、障害者芸術を、「中学校」には特別支援学校中学部等を含む。



## インパクト（国民・社会への影響）

休日の部活動の段階的な地域移行と地域スポーツ・文化環境の一体的な整備に向けた取り組みを行うことで、子供たちのスポーツ・文化活動の最適化による体験格差の解消に寄与する。

# 部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備

令和5年度予算額（案） 28億円  
 （前年度予算額） 18億円  
 令和4年度第2次補正予算額 19億円



## 方向性・目指す姿

- 少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保。学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- 自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。
- 地域の実情に応じた持続可能で多様なスポーツ・文化芸術環境を整備し、多様な体験機会を確保。

「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消。

## 事業内容

### I. 部活動の地域移行等に向けた実証事業 11億円

委託・新規

関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備、指導者の確保、参加費用負担への支援等に関する実証事業を実施し、国において事業成果の普及に努めるとともに、全国的な取組を推進する。

#### (1) 部活動の地域移行に向けた実証事業（取組例）

##### 体制整備

- 関係団体・市区町村等との連絡調整
- コーディネーターの配置、地域学校協働活動推進員等との連携の在り方
- 運営団体・実施主体の体制整備や質の確保

##### 指導者の質の保障・量の確保

- 人材の発掘・マッチング・配置
- 研修、資格取得促進
- 平日・休日の一貫指導

##### 関係団体・分野との連携強化

- スポーツ・文化芸術団体、大学、企業等
- スポーツ推進委員
- まちづくり・地域公共交通

##### 面的・広域的な取組

- 多くの部活動の移行
- 市区町村等を超えた取組

##### 内容の充実

- 複数種目、シーズン制
- 体験型キャンプ
- レクリエーション的活動

##### 参加費用負担の支援等

- 困窮世帯の支援
- 費用負担の在り方

##### 学校施設の活用等

- 効果的な活用や管理方法

#### (2) 学校の合同部活動・ICT活用や吹奏楽部等の取組に関する実証事業

### II. 中学校における部活動指導員の配置支援 14億円

補助・拡充

各学校や拠点校に部活動指導員を配置し、教師に代わる指導や大会引率を担うことにより、生徒のニーズを踏まえた充実した活動とする。（補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3）※1

部活動指導員の配置を充実【12,552人（運動部：10,500人、文化部：2,052人）】

### III. 地域における新たなスポーツ環境の構築等 3億円

補助・拡充

- 上記の施策を支える新たなスポーツ環境の構築のため、以下の取組を実施。
- ・公立中学校の施設の整備・改修を支援（用具の保管のための倉庫の設置、スマートロックの設置に伴う扉の改修等）。【新規】
  - ・指導者養成のための講習会等の開催や資格制度の改革等。
  - ・多様なニーズに対応した中学生年代の都道府県大会等の創設・開催を支援。

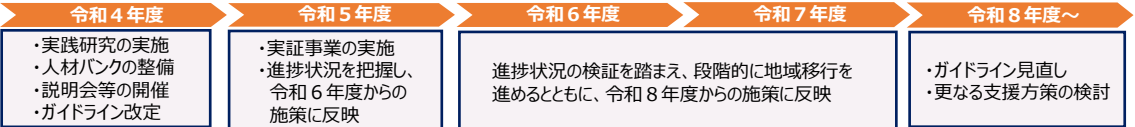
※1 補助割合について、都道府県又は指定都市の場合は、国1/3、都道府県・指定都市2/3。

※2 本資料における「スポーツ」には障害者スポーツを、「文化芸術」には、障害者芸術を、「中学校」には特別支援学校中学部等を含む。体制例は、あくまでも一例である。

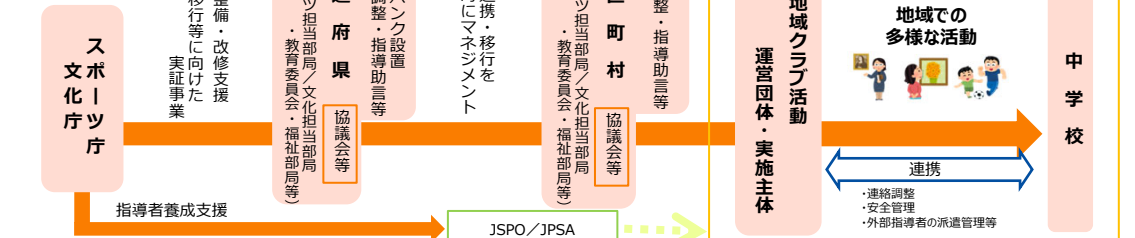
## 方針

体制構築・環境整備※3 改革推進期間 地域クラブ活動の充実

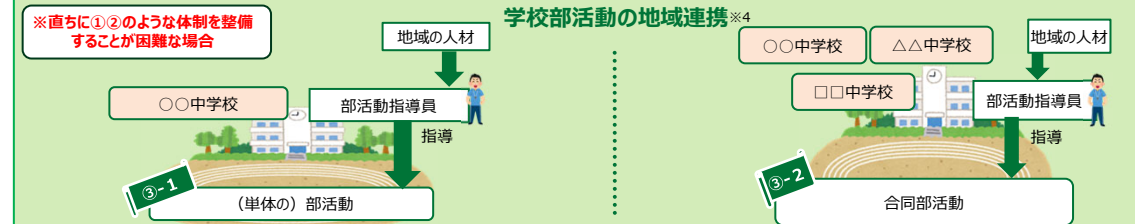
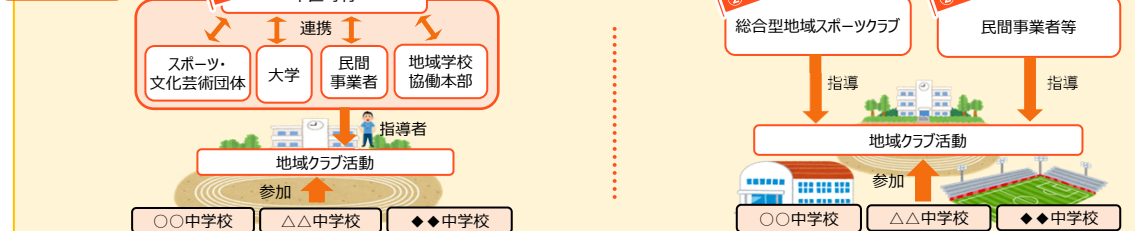
※3 国は、必要に応じて関連制度の改善・運用の見直しなど、円滑な地域移行に向けた環境整備を推進する。



## 事業スキーム



## 体制例



※4 コミュニティ・スクール（学校運営協議会）等の仕組みも活用